

絶対反対！退職手当削減400万円超

生活設計を破壊・将来が不安でたまらない 今年度退職者は実質1~3月ただ働き

改悪実施時期	現行	条例公布後 (2012年度内の予定)	2013年10月1日~	2014年7月1日~
附則の調整率	104/100	98/100	92/100	87/100

県教委は12月25日、香教組・高教組等に対し、国家公務員退職手当法の改正に準じて退職手当の見直しの提案をしました。2012年11月16日、民主党・野田内閣と自公などの談合勢力により、国会解散のどさくさに紛れて国家公務員の退職手当削減がわずか1日の審議で衆参両

**とんだクリスマス
プレゼント**

怒りの声をあげよう

院で可決されました。労働組合との関係では、「連合」との合意しか得られておらず、国公労連とは合意をしないまま強行したものです。半数の労働組合と合意したことをもって、退職手当を大幅に引き下げることが、雇用と年金の接続が不透明な状況の中で、公務労働者を使い捨てにする大暴挙です。

これをつけて、11月26日には総務副大臣が地方公務員についても国家公務員と同様の退職手当の見直しを行うよう各地方自治体・人事委員会に通知し、香川でも全く同率の退職手当引き下げを県教委が提案しました。今回の退職手当大幅カットのスケジュールは、1年半の年限で退職手当を段階的に減らす内容ですが、短期間で400万円を超える減額を行う前代未聞の過酷な内容であるとともに、その実施時期を年度途中で区切り、早期退職を促す。ねらいもあります。

住民のくらしにも影響が

私たち教職員は、連年の賃下げで預貯金の取り崩しを余儀なくされ、退職手当は退職後の生活の支えとなっています。さらに、年金支給開始年齢が引き上げられることで将来への不安は増し、若年層をふくめて働きがい失わせる点で看過できません。

教職員の退職手当が削減されるなら、民間労働者への影響が懸念されます。そのことが賃下げと同様に、個人消費の低下で地域経済を疲弊させ、ひいては

地方自治体財政への否定的な影響も避けられません。住民の暮らしを守るという立場からも、退職手当削減は認められません。全国の状況を見ると27県で提案が行われており(1月8日現在)1月実施は7県、2月実施は3県、3月実施は5県、3月25日実施は2県となっています。4月以降に実施する県は、鹿児島、島根、島根県、長崎県、和歌山

4月からの県も

まだ決定したわけではありません。条例は2月議会で決められます。全教職員の力で退職手当削減を実施されないようになりましょう。

怒りの声をあげよう

香教組が毎年行っている「賃金改善や多忙化解消等のための要求署名」の要求項目の筆頭に「退職手当の引き下げをしないでください。」があります。できる限り多くの署名を集めたいと思います。署名とともに怒りの声を聞かせてください。

香教組は高教組とともに「退職手当の見直し提案に対する要求書」を県知事、県教育長宛に提出し、2月には団体交渉をする予定です。

2013年1月10日

香 川 県 知 事 浜田 憲造 殿
香川県教育委員会教育長 細松 英正 殿

香川県高等学校教職員組合
執行委員長 安部 行洋

香 川 県 教 職 員 組 合
中央執行委員長 中尾 忍

退職手当の見直し提案に対する要求書

日頃、県政発展と、香川県の教育の振興にご尽力されていることに敬意を表します。さて、このたび香川県は、私たち県職員に対し、退職手当支給水準の引き下げの提案を行いました。

私たち県職員は、連年の賃下げで預貯金の取り崩しを余儀なくされ、退職手当は退職後の生活の支えとなっています。さらに、年金支給開始年齢が引き上げられることで将来への不安は増し、若年層をふくめて働きがい失わせる点で看過できません。

県職員の退職手当が削減されるなら、民間労働者への影響が懸念されます。そのことが賃下げと同様に、個人消費の低下で地域経済を疲弊させ、ひいては地方自治体財政への否定的な影響も避けられません。住民の暮らしを守るという立場からも、退職手当削減は認められません。

以上の点から、県職員の退職手当削減にかかわって、下記事項について検討いただくよう要請いたします。

要求事項

- 1 退職手当の引き下げを行わないこと。